

和仁参考人 提出資料

第 130 回金融法委員会（平成 30 年 11 月 5 日開催）における
議論のポイント（一括清算法の見直しについて）

金融法委員会

当委員会は、金融庁が検討している非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に関連した一括清算法の見直しについて議論を行い、以下のように、その基本的な方向性について賛同する意見を得た。

- 当初証拠金に係る証拠金規制の全面適用が 2020 年 9 月に迫っていることを踏まえれば、改正を行うことは必要であり適切である。
- 会社更生法との関係で担保権の即時実行を認めることについては、今回の見直しは有価証券等を担保権の対象とするものであり、これらの資産がなければ会社更生ができないというわけではないので、立法措置の上認めることは問題ない。
- 一括清算法は、倒産手続開始前の段階で一括清算が起こる（完結する）よう設計されており、そもそも、立法前も当事者の合意として有効とされていたものを、合法性の確認ということから立法化したものであって、会社更生法その他倒産法と抵触することは想定されない。

その他下記の通り、委員から様々な意見が出された。今後の立法作業においてはこうした指摘を十分に踏まえた検討がされることを期待する。

- 改正案では、2 項で担保権につき自動実行される旨規定し、1 項で残債権の処理につき規定しているが、担保権の自動実行の後、残債権の処理につき規定する方が座りがよいのではないか。
- 帰属清算は処分清算を包含する関係にあるため、2 項が帰属清算のみならず処分清算も対象とすることには異論はない。他方で、立法時には、できるだけ分かり易い条文を目指すべき。
- 時点の考え方について、
 - ✓ 担保物の評価額は事後的に決まるが、その効果（権利確定）の時点は「一括清算事由が生じた時」で統一する方が、ややこしくならないのではないか。
 - ✓ 必ずしも効果の発生時点を「一括清算事由が生じた時」に統一する必要はないのではないか。処分清算方式では、今の条文案では処分後から遡って「一括清算事由が生じた時」に所有権が権利者に帰属したことになるが、わかりにくい。
- 流質契約の合意が存することを要件とする必要があるかとの問題提起がなされているが、流質契約が無い場合についてまで法律上手当をするのは実体法では許容できない。

- 充当する担保物の特定の方法について、
 - ✓ 契約や慣例に任せるということでよいのではないか。
 - ✓ 複数の担保目的物の合計価額が被担保債権（一括清算後の残額債権）の金額を上回る場合（オーバーコラテラルである場合）に、具体的にどのような効果が生じるのか判然とせず、この点につき検討すべき。
- 帰属の対象を特定するにあたり、その特定の方法を実体法上規定することについては違和感。帰属するという効果のみを規定する方がよいのではないか。

（以 上）



Financial Law Board

金融法委員会



委員等名簿

(委員)

有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所 弁護士
石黒 徹	森・濱田松本法律事務所 弁護士
井上 聡	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
小野 傑	西村あさひ法律事務所 弁護士
片岡 義広	片岡総合法律事務所 弁護士
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
神田 秀樹	学習院大学法務研究科 教授
佐藤 正謙	森・濱田松本法律事務所 弁護士
潮見 佳男	京都大学大学院法学研究科 教授
杉本 文秀	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
高山 崇彦	TMI総合法律事務所 弁護士
道垣内 弘人	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科 教授 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
戸塚 貴晴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
松下 淳一	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
森下 国彦	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
山田 誠一	神戸大学大学院法学研究科 教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授
和仁 亮裕	伊藤見富法律事務所（外国法共同事業 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所） 弁護士

(顧問)

伊藤 眞	日本大学大学院法務研究科 客員教授 長島・大野・常松法律事務所 顧問
------	---------------------------------------

(2017年1月11日現在)